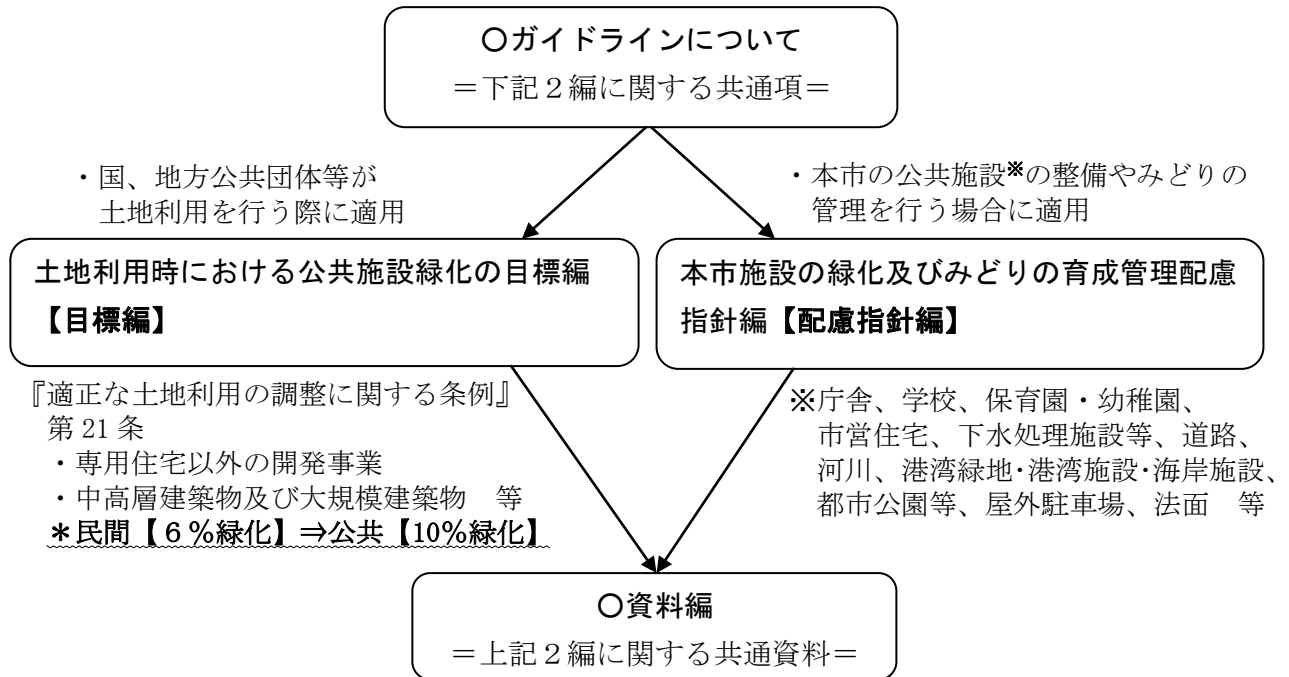


# 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン ～目次～

○ガイドラインの構成	1
○ガイドラインについて	
1 ガイドライン策定の背景と目的	2
2 課題と配慮すべき事項	3
3 公共施設の緑化とみどりの育成管理における基本方針	5
○土地利用時における公共施設緑化の目標編【目標編】	
1 土地利用時における公共施設緑化の目標	7
2 目標を定める目的と取り扱いについて	7
○本市施設の緑化及びみどりの育成管理配慮指針編【配慮指針編】	
1 目的と取り扱いについて	10
2 施設別緑化配慮指針	13
1 庁舎（本庁舎、行政センター、図書館、消防署等）	14
2 学 校	16
3 保育園・幼稚園	19
4 市営住宅	21
5 下水処理施設等（下水処理施設、ポンプ場）	23
6 道 路	25
7 河 川	28
8 港湾緑地・港湾施設・海岸施設	30
9 都市公園等	32
10 屋外駐車場（各公共公益施設に設置されている駐車場）	39
11 法 面（各公共公益施設に設置されている法面）	41
○【資料編】	
資料1 緑化のイメージ（緑化の手法事例等）	42
資料2 樹木等に関するリスト	48
資料3 目標編に関連する条文等	57
資料4 「みどり」の位置付けについて	66
資料5 本市におけるみどりの現状	69
資料6 用語集	71

## ○ガイドラインの構成

### ガイドラインの構成図



### 本ガイドラインの適用対象

対象行為等	適用
国、地方公共団体等が土地利用行為を行う	「土地利用時における公共施設緑化の目標編【目標編】」に基づき、緑化の目標の確保に努める
本市が公共施設*を整備する	「本市施設の緑化及びみどりの育成管理配慮指針編【配慮指針編】」を参考に、緑化に努める
本市の公共施設*のみどりを管理する	「本市施設の緑化及びみどりの育成管理配慮指針編【配慮指針編】」を参考に、良好な「みどり」の育成管理に努める

#### ※公共施設とは

庁舎、学校、保育園・幼稚園、市営住宅、下水処理施設等、道路、河川、港湾緑地・港湾施設・海岸施設、都市公園等、屋外駐車場、法面等

## ○ガイドラインについて

### 1 ガイドライン策定の背景と目的

下記の背景を受け、本ガイドラインを策定し、公共施設における緑化を推進するとともに、「みどり」の適正な育成管理に活用していきます

#### (1) 「みどり」の意義と公共の責務

本市は、みどり豊かな自然に恵まれており、市民の多くが「みどり」を含む自然環境を本市の大きな魅力と感じています。

また、「みどり」は自然環境面だけでなく、都市環境や防災機能の向上、憩いと安らぎを与えてくれるなど、様々な機能を有し、市民の豊かな暮らしにとってたいへん重要な存在です。

本市は「みどりの基本条例」(平成23年4月施行)において、「みどりの中の都市 横須賀」(=みどりの将来像)の実現を目指すとともに、公共施設の緑化の推進を規定しました。

さらに、「みどりの基本計画」(平成22年3月見直し)では、「みどりの保全と創出」に関する様々な施策を位置づけ、市民・事業者・行政等が役割分担、連携、協力しながら推進していくこととしています。

こうした中、公共施設は「今あるみどりを良好な状態で維持し(保全)、積極的に緑化(創出)する」ことで、市民や事業者等に先駆け、「みどり」に対する先導的な役割を果たす責務があります。

#### 【参考】

##### □ 「みどりの基本条例」(平成23年4月施行)

###### 第13条(施設の緑化等の推進)

市は、市民の健康の増進、交流の促進及びみどりとのふれあいを図るために公園等の市の施設について整備及び活用を推進するとともに、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

##### □ 「みどりの基本計画」(平成22年3月見直し)

###### 施策No.45 **重点施策**(公共施設のみどりの整備と緑化の推進)

公共施設におけるオープンスペースの整備に努める。また、公共施設における緑化を積極的に推進する。さらに、公共施設における緑化指針を策定する。

#### (2) 公共施設における「みどり」の現状

##### ① 土地利用行為時(国、地方公共団体等の公共が行う建築などの土地利用行為)

国、地方公共団体等が行う建築等の土地利用行為のうち、土地利用に関連する法令「適正な土地利用の調整に関する条例(市)」等の対象となる場合は、許可基準、協議等に基づき調整等が行われていますが、今後は更なる先導的な役割を果たすことが求められます。

##### ② 市が行う施設整備及びみどりの育成管理における現状

###### ア 市が行う施設整備における緑化

庁舎、学校、道路、公園など、市が公共施設を整備する際は、各施設管理者の独自判断や基準に基づき緑化等が行われていますが、今後は市が自ら先導的な役割を果たすための、積極的な緑化が求められます。

###### イ 市の施設における「みどり」の育成管理

各施設管理者の独自の判断により、樹木等の「みどり」の育成管理が行われていますが、一部では、過度な剪定や枯死した樹木の放置、さらには貴重植物の除去などによる「みどり」の減少も見られ、適切な維持に関する対応が求められます。

## 2 課題と配慮すべき事項

ガイドラインは以下の課題・配慮事項を考慮し策定しています

### (1) 課題

#### ① 緑化協議における目標設定の必要性

公共施設等において、現状では民間、公共を問わず「適正な土地利用に関する調整条例(市)」に基づく緑化基準を準用し協議を行っています。

#### ② 過度な伐木、剪定、除去

近年、防犯の観点から「見通しの良さ」を優先するあまり、既存の生垣状の植え込みを撤去(伐木)したり、過度な剪定により良好な「みどり」が減少しています。

また、除草、剪定作業によって海岸部や自然豊富な場所において、貴重な自生植物が除去された事例が見受けられます。

#### ③ 樹木撤去後の植栽地の放置と経費負担

街路樹等において、近隣施設(商店、住宅)等への配慮により伐木された植栽地や枯死した樹木が補植されない事例が見受けられます。

要因の一つに、「みどり」に掛る経費負担増の問題が考えられます。

### (2) 配慮事項

#### ① 「量と質」の向上

「みどり」は、量の向上とあわせ、その質も向上させる必要があります。

#### 【参考1】

##### □ みどりの基本条例

##### 第12条(みどりの量及び質の確保)

市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする

##### □ みどりの基本計画 『計画の目標』

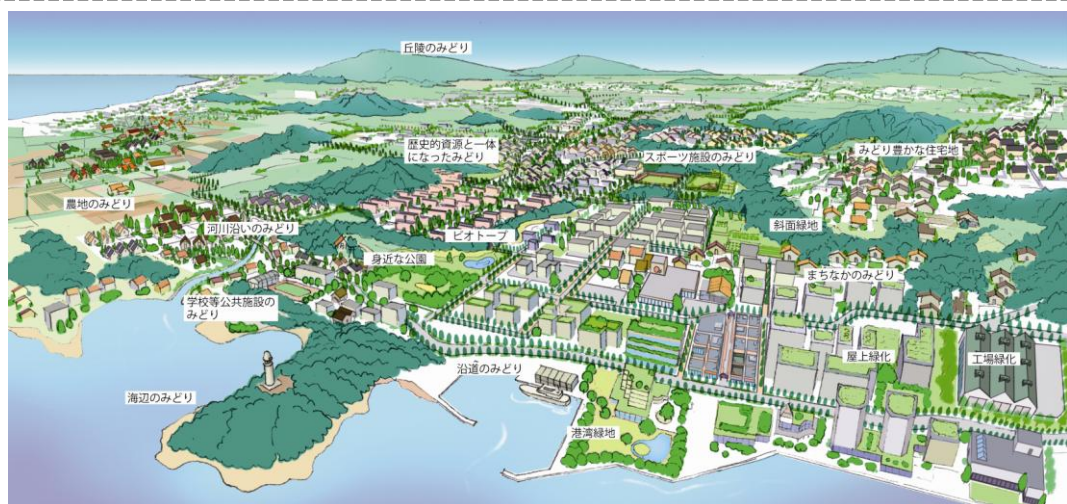
自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざします

#### 【参考2】

##### □ 緑被率調査結果(平成22年7月調査)

本市の緑被率 53.8% (市街化区域 36.5% : 市街化調整区域 85.7%)

・減少し続ける緑被率を維持し向上させるためには、新たな緑化が必要です



「みどりの中の都市 横須賀」のイメージ図

## ② 「目に見えるみどり」を増やし、より良く維持するための配慮

限られた予算でより多くの市民が「みどりが増えた」と実感できるようにするためには、人々の目に見える場所の緑化が効果的で、そのみどりをより良い状態に維持する必要があります。

## ③ 機能面から「みどり」の質の向上に配慮する

みどりの質を向上させるためには、「みどり」が持つ機能に配慮する必要があります。

### ◆ 「みどり」が持つ機能

「地球環境や都市環境の向上」、「生物多様性の保全」、「安全・安心な都市づくり」、「美しい景観と歴史的風土の形成」、「交流の拠点としての場の提供」



みどりが持つ5つの機能

#### 【みどりの機能の視点から配慮すべき事項】

##### i. みどりのネットワークの形成

「みどり」と「みどり」を繋ぐことで、都市に多様な生物が生息し、移動できる環境が創出されるため、適切に「みどり」を道路や河川等で繋ぐ(=みどりのネットワーク)努力が必要。

##### ii. 防災機能の向上

避難機能を有する施設や住宅等が密集した市街地等では、延焼防止に寄与する樹木の植栽や、市街地の斜面緑地において周辺環境や景観面に配慮しつつ、安全対策を優先した緑化と維持に配慮する。

法面等では、保水ならびに土砂の浸食、流出防止効果のあるみどりの維持に配慮するとともに、雨水を貯める池等のみどりの設置に配慮する。

##### iii. 良好な都市景観の形成

生活に身近な空間への緑化により、人々の日常生活の快適性が向上し、美しい景観の創出にも寄与することから、目に見える「みどり」を増やし、良好な都市景観となるような緑化と維持に配慮する。

##### iv. 特色のある緑化

市の木、市の花の利用や、潜在自然植生を活用した緑化などにより、郷土色や地域特性に配慮する。

##### v. 交流の場としての活用

オープンスペースへ積極的な緑化などによる憩いや安らぎの場の提供や、環境学習や交流の場として活用されるみどりの維持に配慮する。

### 3 公共施設の緑化とみどりの育成管理における基本方針

本ガイドラインにおける「緑化」と「みどりの育成管理」に関する基本方針は以下のとおりです。

#### (1) 緑化における基本方針

- ① 可能な限り、より多くの緑化を図る（みどりの量を向上させる）
- ② 「みどり」の機能を踏まえ、質の高い緑化を図る（みどりの質を向上させる）
- ③ 「目に見えるみどり」を増やす

#### 【説明】

##### ① 量の向上

- ・減り続ける「みどり」を維持し、増やしていくためには、公共施設が先導的に「1本」でも「1㎡」でも多くの緑化を図っていく必要があります。
- ・財政状況を勘案しつつ、予算の範囲内で可能な限り、緑化を図っていきます。
  - \* 「みどり」は大切な共有財産との認識を持ち、各施設管理者等が緑化に必要な予算の確保に努めるとともに、予算の範囲内で可能な限り、緑化に努めていく必要があります。

##### ② 質の向上

- ・「量」だけでなく、良好な都市環境・景観の形成や生物多様性の保全など、様々な視点（＝機能）から、より良い緑化が図られるように努める必要があります。

##### ③ 「目に見えるみどり」

- ・限られた予算で効果的に緑化を図るために、道路に面した場所など多くの人々が見ることができる「目に見えるみどり」を増やすことを優先させます。



走水水源地



湘南国際村

美しい景観を形成する機能



市民による樹林地管理や緑化活動の事例

## (2) 育成管理における基本方針

- ① 可能な限り、みどりをより大きく、より良い状態に保ち、適切な育成管理を心掛ける
- ② 適切な補植等を行うことで、今あるみどりを維持していく
- ③ 防災・防犯や周辺環境（近隣住宅等）へ配慮しつつ、適切な剪定等を行う
- ④ 街なみ景観に配慮した育成管理を心掛ける
- ⑤ 可能な範囲で市民参加等、市民協働による育成管理を行う

### 【説明】

#### ① 大きく保ち、適切な育成管理

- ・施設の近隣住宅等、周辺環境に配慮しつつ、可能な限り、樹木等を大きく育てるよう努めるとともに、樹木が本来持つ樹形や特性を踏まえ、健全な状態で育成し、景観にも配慮し維持していきます。
- ・財政状況を勘案しつつ、予算の範囲内で可能な限り、みどりの適切な管理を図っていきます。

＊「みどり」は大切な共有財産との認識を持ち、各施設管理者等がみどりの育成管理に必要な予算の確保に努めるとともに、予算の範囲内で可能な限り、適切な管理に努めていく必要があります。

- ・海岸とその周辺、河川、丘陵部等では、ハマユウ、イソギク、ニリンソウ、エビネなどの貴重な自生の植物が育成しているため、日常的な除草管理等においても、可能な限り、保全に配慮します。

#### ② 適切な補植

- ・枯死樹木や、何らかの事情により撤去した植栽地は放置せず原則として補植を行います。
- ・その際、枯死原因を精査し樹種転換を図ることや、高木から中低木への変更を検討するなどにより、「みどり」を維持していくことに努めます。

#### ③ 防災・防犯、安全性、周辺環境への配慮

- ・防災上、本市施設の樹木や草地等の「みどり」が、周辺環境等へ影響を与えないよう、十分に配慮し、必要に応じて樹木の伐採等を行います。
- ・法面等では、樹木の特性を踏まえ、必要に応じて間伐や剪定などを行うことで、防災上安全な状態にみどりを保つことに努めます。
- ・防犯上の観点から「見通し」を優先するために、生垣等の植栽を一律に剪定したり撤去するのではなく、バランスのとれた外観となるよう配慮し育成管理してきます。
- ・施設利用者や周辺環境等への安全性を優先させた上で、適切に育成管理していきます。
- ・病虫害の発生や枝葉等の越境により隣接地等に悪影響を与えないよう十分に配慮します。

#### ④ 樹木の特性を活かし、街なみ景観に配慮した育成管理を心掛ける

- ・樹木などの「みどり」の持つ大切な要素として、街なみ景観の向上が挙げられることを念頭に樹木等の育成管理を行います。
- ・周辺環境への配慮や、剪定回数の減を優先するあまり、強剪定等により樹木の本来持つ樹形を無視し、景観上の配慮を無視した育成管理については、再考を行います。

#### ⑤ 市民協働による育成管理

- ・管理費等の経費削減や、市民が「みどり」を大切にする意識を醸成すること等を目的とし、現地の状況や受け入れ態勢が整っている場所では、市民参加による育成管理の導入を検討します。